

第737回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成17年10月19日(水)午後2時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 白石教育長

4 説明のため出席した者

矢吹教育次長, 吉田教育次長(スポーツ振興担当), 東野参事兼総務課長,
菅原教育企画室長, 藁科福利課長, 神山教職員課長, 菅原義務教育課長,
村上障害児教育室長, 黒川高校教育課長, 熊谷施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長,
佐々木参事兼生涯学習課長, 相馬文化財保護課長補佐ほか

5 開 会 午後2時30分

6 第736回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第737回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 鈴木委員及び牛尾委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 教育長報告(一般事務報告)

(1)平成18年度県立特殊教育学校組織編制計画について

(説明:教育長)

「平成18年度県立特殊教育学校組織編制計画について」である。

はじめに, 県立特殊教育学校高等部の設置についてであるが, 今年6月の教育委員会で既に報告しているところであるが, 今年4月から山元養護学校に知的障害学級を併置したことに伴い, 知的障害と病弱の高等部の対象者が見込まれることから, 他の県立養護学校と同様に山元養護学校においても高等部を設置するものである。

それから, 募集定員の関係であるが, これまで, 該当する中学3年生の進路動向を調査し, 進学希望者については全員受け入れてきた。そのため, 平成18年度についても, これまでの方針を踏まえ, 各養護学校の通学区域内の状況等を勘案しながら, 県内全体を調整し, 進路希望者に応じた募集定員を設定したものである。

その結果として, 資料に示したように, 盲学校及び10校の養護学校について募集定員の変更等を行うものである。

(質疑なし)

(2)「フルキャストスタジアム宮城」の第二期工事の概要について

(説明：教育長)

「フルキャストスタジアム宮城」の第二期工事の概要について」説明する。

工事の内容であるが、これは楽天野球団が行う球場本体の第二期の改修工事と、室内練習場の建設及びテニスコート移設工事である。

まず、「これまでの経緯」であるが、現在、楽天野球団が借用している東仙台球場、これは前のJT球場であるが、この使用期限が来年の10月までと迫っていることから、室内練習場の建設を早急に行う必要に迫られ、6月2日球団島田社長から知事に球場隣接地付近の用地の提供について要望があった。

「要望の概要」であるが、室内練習場は、雨天などの悪天候時に選手の練習場として使用するものであるが、試合時には、楽天イーグルスのみならず、ビジターチームへの練習場所としても提供するものであり、試合前の移動時間などを考慮すると立地的には球場と極めて近いことが必要である。また、選手の日常的な練習及び冬季の練習など多面的な使用が出来、選手力強化の効果を大きく期待出来ることや、周辺公園部分の顧客用通路の手狭さ、ファウルボール飛来の危険性など施設面、運用面での諸問題等があり、その解決のためにも隣接地での設置を要望したいというものであった。

そういった要望に対して「県の方針」としては、これらの要望事項に鑑み、球団の長期にわたる地元への定着化を図り、また選手に十分な練習環境を提供し、強いチームを作るためにも球場と一体となる場所への早急な室内練習場の設置が必要であると考え、現在のテニスコート付近に楽天野球団が室内練習場を建設することを認めることとした。

現在のテニスコートは、旧サブトラック付近に移設することとし、テニスコート利用者をはじめ、テニスコート移転先の旧サブトラック利用者である各団体の方々の御理解をいただくため、個別に何度も説明を行い、また一同に会した説明会も実施して、精力的に調整を図った結果、県の方針は、概ね理解されたものと考えている。

こうしたことから、「室内練習場建設等に関する基本協定書」について、8月30日、知事と楽天野球団島田社長との間で調印し、合意を正式に発表したものである。

協定書の中身であるが、建設後は、球場と同様に県に寄附を受け、球場の附帯施設として管理許可することとし、現在のテニスコートは、楽天野球団が移設工事を行い、県としてもその費用の一部を負担することとしている。

「建設の概要」であるが、工期は、球場本体の二期工事が10月24日からであるが、仙台市から10月13日に建築許可証が交付されているので、仮囲いや工事用通路の設置などの準備作業には既に入っている。室内練習場及びテニスコート移設工事は、コートの利用を中止する11月1日から開始し、工事完了は3月中旬を目指している。総工費については、二期工事及び室内練習場は一期工事と同規模の30億円程度、テニスコート移設工事は3億円程度が予定されている。

全体的な「工事の概要」であるが、球場二期工事については、バックネット裏のいわゆるボールパーク養成ギブスと称する2階までだった部分を5階建てとし、BOX席やレストラン席などを新設するとともに、内野席の増設なども計画している。室内練習場については、室内グランド、トレーニング施設、バッティングとピッチングの各練習室等が建設される計画となっている。

資料3ページには、「テニスコート移設場所の決定理由」と「関係団体との交渉経過」をまとめているが、テニスコートの移設場所については、これまでの利用実態を踏まえ、宮城野原公園内で移設することを決め、最適な場所を検討したが、記載のとおり旧サブトラック以外に適地はないと判断したものである。

なお、宮城陸上競技場は第3種競技場であり、サブトラックは必置施設ではなく、県内の第3種競技場

でもサブトラックがない中で大会は上手に運営されているので、仙台市が懸念する競技前の練習や集合場所等については、宮城野原においても十分対応が可能だと考えている。

それから「関係団体との交渉経過」については、ここに詳しく記載しているが、そうした経過を踏まえ概ね了解を得たところであるが、仙台市から旧サブトラックの存続について、文書等で要望されたことから、副市長と副知事との会談において、資料４ページにあるが、これは私の名前で仙台市の副市長に出した文書であるが、要望４に書いているように、代替機能の確保について前向きに検討する、ということを書きで回答し、今後関係団体とも具体的に協議して行く、ということになったものである。

仙台市議会からも意見書をいただいているが、仙台市では旧サブトラックへのテニスのクラブハウス建設を含む、今回の一連の工事に必要な建築許可証を１０月１３日に楽天野球団に交付しており、県としてはそれをもって一定の理解が得られたものと考えている。

なお、今日鞆入れをやっているとのことである。

(質 疑)

委 員 長 ウォーミングアップの走路は、もうどの辺か決まっているのか。

教 育 長 仙台市の懸念していたものは先程申し上げたように、サブトラックの持っているウォーミングアップ機能と大会前の集合場所が確保されないというものがあつたが、集合場所については、色んな広場みたいなものがあるのでそこで代替出来るということと、ウォーミングアップ機能の関係は、直線走路を取ってくれとか、色々と要望されているが具体的にどこにどういう形で作るかということは、これから仙台市と協議をしていくということになる。

鈴 木 委 員 教育長の説明の中で、宮城野原施設利用団体に対する合同説明会で県の計画に対して反対の声はなかったということであつたが、高体連、中体連、あるいは仙台市の大きいところから見ると本当なのかなあと疑問を持ったが、このとおり取って良いのか。

教 育 長 合同説明会というのがそこにあるとおり８月の２６日に陸上競技団体とテニス関係について色々と話をしているが、事前に話をしていたということと、それから小中の校長会とかあるいはＰＴＡの協議会とか、この関係は先程申し上げたような懸念があり、これについては色々説明を重ねてきたということがあり、この時点では反対の声がなく了解されたということである。具体的には引き続き話があつたが、現時点ではそういった代替機能の関係もこちらとして前向きに検討するという話も話しているので、その点では理解されていると考えている。

櫻 井 委 員 今回の関連で、一保護者の意見としてであるが、最初中学生の陸上をやっている子供の間からは、今までは宮城野原に行けば中総体が出来たのに、今は宮城スタジアムまで行ってやることについて、どうなるのかなあという不安の声があつたが、実際に中総体に足を運んでみると、規模が大分宮城スタジアムの方が広くて、それから走っている様子も全部スクリーンに出るということで、自分の走っているレビューも出来るということで、年に何回か通うことだけのことなので、あまり最初親が心配したほど遠くまで行って大変だというような感じは私から見ると思ったより少なかったかなあということがあつた。

教 育 長 仙台市教育委員会辺りと色々交渉していると、やはり小中学生をあそこまで引っ張っていくとアクセスが悪いということがあつて、あそこまで持って行くのはどうかという話があつた。中学生だとプロ野球との日程の関係があり、実際に中体連をやつて

いただいているという実績はある。その時も中学生からすると新しいところ、広いところでやれるということから、それなりの感触を持っていると思うし、実際にやって見てやれないという状態ではないので、そういったことを考えていけば、是非我々が考えていることを理解していただいて、出来るだけ大きな大会についてはグランディ 2 1 を使っていたらいいと考えている。

(3) 教育委員会所管施設の指定管理者の候補者選定結果について

(説明：教育長)

「教育委員会所管施設の指定管理者の候補者選定結果について」説明する。

初めに、今回の候補者選定に係る対象施設であるが、平成 18 年 4 月に指定管理者制度を導入する「宮城県総合運動公園（グランディ 2 1）」、「仙南総合プール」、「長沼ポート場」、「宮城野原公園総合運動場及び第二総合運動場」の県営スポーツ施設 5 施設と「婦人会館」の合計で 6 施設となる。

それから、募集期間、応募の状況であるが、平成 17 年 8 月 1 日から 9 月 2 日まで 1 か月間公募を行い、その結果、それぞれ 1 団体から 5 団体の応募があった。

なお、募集は原則として公募としているが、宮城野原公園総合運動場及び第二総合運動場については、現有施設の廃止や変更が見込まれており、その時期が未確定でその後の利用計画が定まっていない状況では公募が困難であるとの判断から、現在の委託管理者である財団法人宮城県スポーツ振興財団を指定管理者の候補者とし、公募はしなかった。

審査と選定の方法であるが、まず、審査に当たっては、第一次選定として、担当課において提出された書類により申請資格等を審査した。その結果、全ての業者について資格要件を満たしていた。次に、第二次選定として、教育庁内の職員で構成する「教育庁指定管理者選定委員会」を合計 3 回開催し、指定管理者として適当と認められる団体を選定した。この選定委員会における具体的な選定方法についてであるが、まず、複数団体の応募があった施設については、応募団体からヒアリングを行い、その結果に基づき各委員が、予め条例等で定められた選定基準等に基づき採点を行い、その点数を参考に候補者を選定した。また、1 団体だけの応募があった施設及び随意契約の施設については、まず、担当課において同様にヒアリング及び採点を行い、選定委員会では担当課で実施した結果について説明を受け、候補者として適当かどうかを審査した。

なお、宮城県総合運動公園（グランディ 2 1）については、国際規模の大会が開催出来る高機能な設備を備えた大規模な施設であり、かつ収益性も見込まれるものであり、様々な創意工夫が引き出せる施設群と考えられるので、外部の有識者等で構成する「宮城県総合運動場指定管理者選定委員会」を設置し、合計 3 回の委員会を開催する中で候補者を選定した。以上の結果、各施設の指定管理者の候補者として資料にある団体が選定されたものである。この詳細については、資料の 6 ページ以降に施設毎の状況をまとめているので、参照いただきたい。

指定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間であるが、指定管理者の指定については、平成 17 年 11 月県議会と 12 月の定例教育委員会の議決を経て決定されることとなる。

最後に、今回の報告内容については、10 月 21 日、明後日になるが、開催予定の文教警察委員会においても報告することとしている。

(質 疑)

櫻井委員 この候補者のところの団体名で、宮城県総合運動公園のところには 3 つ書いてあるがこれで 1 団体なのか。

教 育 長 　　これはいわゆるジョイント方式ということで、スポーツ振興財団、同和興業、セントラルスポーツというところが、グループを構成して申請したということである。団体のグループの代表としてはスポーツ振興財団ということになる。

櫻 井 委 員 　　そうすると決まるとすればこの3つがグループとなったものとして指定されるということになるのか。バラバラではないということか。

教 育 長 　　そういうことになる。

櫻 井 委 員 　　3つでグループ、セントラルスポーツにだけ「グループ」がかかっているんじゃなくて、この3つに対してのグループということになるのか。

教 育 長 　　もっと詳しく説明すると、グループを構成したのがいわゆるジョイントであり、同和興業は施設管理面で能力を発揮する。それからセントラルスポーツはスポーツの企画部門が得意であるということがあり、それでジョイントを組んだということである。

9 議 事

第1号議案 職員の人事について

委 員 長 　　委員全員に諮った上で、第1号議案については、人事に関することのため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり（秘密会のため公開しない）。

第2号議案 県立特殊教育学校学則の一部改正について

（説明：教育長）

「県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則について」である。

これは先程報告した組織編制計画に基づき、県立特殊教育学校学則の収容定員等を改正するものである。別表第1の関係は、まず市町村合併により、学校の所在地である位置を変更する県立学校条例の改正を行ったことに伴って、学校の順番を整理するものである。

別表第2についてであるが、県立特殊教育学校の高等部への進学希望者の増減に伴い、盲学校の第1学年の収容定員を16名から19名に変更するほか、同様に光明養護学校、石巻養護学校、古川養護学校、気仙沼養護学校、名取養護学校、角田養護学校、迫養護学校、船岡養護学校及び利府養護学校の第1学年の収容定員を資料のとおり変更するものである。

それから、山元養護学校に収容定員を第1学年8名、第2学年3名とする高等部を設置するとともに、学年進行に伴い、今年度の第1学年及び第2学年の収容定員を来年度の第2学年及び第3学年の収容定員とするため、盲学校の第2学年の収容定員を19名から16名に変更するほか、9校の収容定員を変更するものである。

（質疑なし）

委 員 長 　　（委員全員に諮って）可決。

第3号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県立高等学校学則の一部改正について」である。

今回の改正は、7月の教育委員会において報告した「平成18年度県立高等学校組織編制計画」と昨年度と一昨年度に報告している平成16・17年度の組織編制計画の実施に伴う学年進行による収容定員等

の改正である。それから、併せて、市町村合併により、学校の位置を変更する条例の改正を行ったことに伴い、学校の順番を整理するものである。

内容については、資料 27 ページ以降に新旧対照表があるので、資料に基づいて説明する。

はじめに、全日制高校の男女共学化についてであるが、28 ページに石巻女子高校があるが、その校名を石巻好文館高校に改め、併せて石巻高校と共に男女の別を男女に、同様に 29 ページにあるように石巻商業高校の男女の別を男女と改正するものである。

それから、学級減に伴う収容定員の変更もあり、二女高、三女高、泉、泉松陵、塩釜女子、上沼、柴田農林、岩出山、涌谷、女川、迫桜、村田、利府の 13 校において第 1 学年の収容定員を改正するものである。

その他の改正ということで、16 年度、17 年度の組織編制計画の学年進行による収容定員等の変更である。30 ページに白石高等学校がある。白石高校であるが、16 年度の組織編制計画により収容定員を 200 名から 160 名に改正されたため、学年進行により、現在の第 2 学年の収容定員 160 名が来年度、第 3 学年となるため、第 3 学年の収容定員を 200 名から 160 名に改正するものである。以下、他の高校についても、同様の改正内容ということである。

それから、定時制高校の関係で申し上げると 38 ページであるが、昨年度募集停止となった石巻女子高校の校名を石巻好文館高校に改めるものである。

なお、改正後の宮城県立高等学校学則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしている。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第 4 号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立中学校学則の一部改正について」である。

今回の改正は、昨年度新設された県立古川黎明中学校について、学年進行により収容定員を資料のとおり改正するものである。

改正後の県立中学校学則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行することとしている。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第 5 号議案 宮城県スポーツセンター管理規則の廃止について

第 6 号議案 宮城県艇庫管理規則の廃止について

(説明：教育長)

去る 9 月 29 日に閉会した 9 月定例県議会において、「県営体育館条例を廃止する条例」と「野外活動施設条例を廃止する条例」の議決をいただいているが、内容は、県のスポーツセンターと北上川艇庫を廃止するというものであり、今回の第 5 号議案それから 6 号議案は、これに伴った所要の措置というものである。

はじめに、5 号議案の県のスポーツセンター管理規則の廃止についてであるが、これは、「県営体育館条例」の廃止に伴った廃止というものである。このスポーツセンターであるが、設置以来 41 年を経過して老朽化が著しく、雨天時における地下室への浸水及び雨漏りが激しく、最近では競技フロアへの雨漏りも見られるということ、それから、敷地については、仙台市からの借地期限が平成 19 年度までであり、更新

が難しいという状況である。

以上の状況から、スポーツセンターを廃止するというものであり、施行日は平成18年4月1日からということにしている。

それから、第6号議案の関係であるが、これは、「野外活動施設条例」の廃止に伴う管理規則の廃止というものである。この北上川艇庫については、設置以来34年を経過して老朽化が著しい施設である。また、平成元年には長沼ボート場が開設されており、大会等は長沼ボート場で開催され、北上川艇庫での開催実績はなく近隣の高校生などの利用にとどまっている状況である。

そういった状況から、今回北上川艇庫を廃止するというものである。施行日は平成18年4月1日を予定している。

なお、この北上川艇庫であるが、今後、近隣の高等学校、具体的には石巻商業であるが、管理換えしクラブハウスとして活用していくことを予定しているところである。

(質 疑)

櫻井委員 来年の3月31日でスポーツセンターは廃止されるという話を伺ったが、市からの借地期限というのが平成19年度ということで、借りてた土地を県が借りてるものではないから今後のあそこの土地の使い方については全くもの申せない状態なのか、それとも19年までは借りてる訳だから今後もスポーツセンターに替わるものを建てるとか、そういう予定に対して県は関与出来るものなのか、分かり得る限りで良いので教えてほしい。

教 育 長 あそこはいわゆる都市公園ということになっており、仙台市独自での公園の整備計画がある。さらにあそこは地下鉄の東西線の新しい駅が予定されており、そういった点での土地利用も間近に迫っているということがあり、先程言ったように更新が難しいということである。19年度ぎりぎりまで借りたらいいんじゃないのという話になるが、準備の行為もあるということもあり、さらにスポーツセンターそのものの施設がかなり老朽化しているということもあって、この段階での廃止を検討させていただくことになったところである。

櫻井委員 前にも会議で申し上げたように、例えば県の意見として国際センターでは国際的な会議は出来ない規模だから、それに付帯するような施設を作してほしいとか意見を言う立場ではないのか。

教 育 長 これは確かに国際センターと近接しているということがあって、とても大きな学会、大会があった時にパネルを展示するような場所として活用している実態があるということがあり、スポーツセンターそのものがなくなってくると一緒に使うことについては出来なくなるということがあるという話は聞いている。そういったことの事情は聞いているが、施設そのものを将来的に整備していくというやり方が今の段階では非常に難しい。建て替えをするにしてもかなりの整備費がかかるという財政的な話とか、あるいは先程言った仙台市との関係で土地そのものの地べたの問題とかということがあるので、今の段階ではそうせざるを得ないということであり、県が作れないからじゃあ仙台市の方でということになると、仙台市の方も同じように財政上苦しいということはおそらく同じであると思うから、その点で行けばスポーツセンターに替わる施設をあの場所で行うところは、最終的には仙台市の判断になるにしても我々の方からこちらを潰すから是非作ってくださいということは言える立場にないんじゃないかという感じがしている。

(委員全員に諮って)可決。

委員長

10 課長報告等

(1)平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について

(説明：高校教育課長)

「平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について」説明する。

資料は、課長報告(1)と書かれた資料と別添の白い表紙の平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項の冊子のこの2種類である。

平成18年度の公立高等学校入学者選抜要項に係る主な改善点であるが、平成18年度の高校入試については、基本的には平成17年度の高校入試と大きく変わる点はない。ここでは、その中の主な変更点3点について要項に従い説明する。

変更の第1点目は、出願資格についてである。

入学者選抜の出願資格については、これまでは中学校とこれに準ずる学校を卒業又は卒業予定の者、並びに中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者という規定であったが、これに中等教育学校の前期課程を修了又は修了予定の者という規定を新たに付け加えたところである。これが第1点目である。

変更の第2点目は、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定についてである。

この入学志願取扱協定というのは、宮城県と他県との県境に隣接する地域に居住する両県の受検生が、お互いに他県の県境に隣接する地域の高等学校を志願出来るという取り決めのことである。具体的には、宮城県と岩手県、そして宮城県と福島県それぞれの県境に隣接する地域に住む受検生が対象となっている。岩手県との間の協定であるが、市町村合併に伴い別表の宮城県側の市町村名を変更し、地域を限定する但書きを括弧に入れて追加したということである。また、岩手県の高等学校の次年度の統合予定をページの一番下に(注1)という形で追加をした。この変更は、県境隣接地域の名称のみの変更であり、県境隣接地域の実質的な変更ではない。また、福島県と間の協定に変更はない。

変更の第3点目は、これも市町村合併に伴うものであるが、高等学校の通学区域に関する規則の改正である。

要項の裏表紙から開いて(1)(2)ページが通学区域に関する規則である。市町村合併に伴いこの3月の教育委員会で議決された県立高等学校の通学区域に関する規則で、同じく(4)ページはこの4月に改正された石巻市立高等学校の通学区域に関する規則である。どちらの変更も、通学区域の名称のみの変更であり、通学区域の実質的な変更ではない。

なお、この要項については10月6日付けで各関係機関に送付した。また、来週24日から各中学校、高等学校に対してこの入試要項に基づく入試事務説明会を開催することとしている。

以上のとおり報告する。

(質疑なし)

(2)美術館特別展「パウラ・モダーゾーン=ベッカー展」について

(説明：生涯学習課長)

美術館特別展について報告する。

お配りのパンフレットを御覧いただきたい。今年度4回目になるが、今回は「儂くも美しき祝祭 パウラ・モーダーゾーン＝ベッカー時代に先駆けた女流画家」というテーマでパウラ・モーダーゾーン＝ベッカーを紹介する。

期間は、11月12日から12月25日までの38日間である。パウラ・モーダーゾーン＝ベッカーであるが、19世紀末から20世紀初頭にかけて、ドイツ表現派の先駆けとして活躍し、31才の若さで亡くなった画家である。

ロンドンとベルリンで絵を学び、その後北ドイツ、ブレーメンの郊外にあるヴォルプスヴェーデという村に形成された芸術家村に移住し、そこに住む画家、それから文学者と交遊しながら、創作活動を行った方である。ヴォルプスヴェーデ村というのは悪魔の湿原といわれるような泥炭地帯の片隅にある小さくて貧しい村であるが、パウラは、その手つかずの自然とそこに住む人々に惹かれ、素朴に暮らす貧しい農夫や子どもの姿などを多く描いている。画風は御覧いただいても分かると思うが非常に簡素なものであるが、にじみ出るような内面表現あるいは情感が豊かな表現であると言われている。パンフレットのタイトルに「儂くも美しき祝祭」という言葉があるが、これは短い生涯を情熱的に創作活動に打ち込んだ女性ということでそのようなタイトルにしている。

日本では、ほとんど知られていないが、ドイツでは、このようなパウラの生き方への憧れということで、現在も墓参が絶えないほど人気がある画家だそうである。

今回の展覧会では、パンフレットの裏面にあるように、少女や老女を描いたもの、それから交遊のあった文学者リルケの肖像画、ヴォルプスヴェーデの自然、そういうものを120点余、それから芸術家村の作家たちの作品ということで合わせて193点を紹介する。

今年と来年の2年間、「日本におけるドイツ年」ということで、全国的に様々な催しが行われることになっているようであるが、この巡回展もその一環として企画されたものである。県美術館では、ドイツ表現主義のカンディンスキー、あるいはクレーの作品も多く所蔵しており、この巡回展を特別展という形で企画し実施するものである。

パウラの全貌を紹介する回顧展は、日本では初めての開催である。この機会に是非、北ドイツの寒村に花開いた芸術家村ヴォルプスヴェーデの世界に触れてみるのも面白いのではないかとということである。

(質疑なし)

(3)東北歴史博物館特別展「日本三景展」について

(説明：文化財保護課課長補佐)

東北歴史博物館特別展「日本三景展」について説明する。

資料4ページのパンフレットを御覧いただきたいと思う。

この特別展は、日本三景を擁する宮城県の東北歴史博物館、それから広島県の広島県立美術館、それから京都府の京都文化博物館、この3館が共同企画し、巡回で展示する特別展である。

パンフレットにはほんの一部の展示品を写真で紹介しているが、日本三景にゆかりのある社寺で保管されている文化財、それから中世の絵巻、江戸時代の屏風や浮世絵、近現代の日本画の名作までを網羅した特別展で、今なお私たちを惹きつける日本三景の魅力を再認識していただき、新たな魅力創造への糸口を見つけていただこうと企画したものである。会期は、10月25日(火)から11月27日(日)までである。観覧料は、一般1,000円 高校生600円 小・中学生400円となっている。

なお、会期中作品保護のためであるが、前期と後期で大幅な展示替えを行う。展示内容が大きく替わる。

是非2度3度と歴史博物館に足を運んでいただいて御覧いただくようお願いする。

(質疑なし)

11 次期教育委員会の日程について

臨時会として平成17年10月21日(金)午前8時30分から

12 閉 会 午後3時49分

平成17年10月19日

署名委員

署名委員